

平成29年第5回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成29年5月30日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成29年5月30日

4.出席議員(15名)

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 野 千佳子
14番 中 原 裕 侑	15番 馬 上 勝 登
16番 山 吹 富 邦	

5.欠席議員(1名)

13番 久保隅 逸 郎

6.説明のため出席した者の職氏名

【教育部】

(1)町民会館の空調設備の改修について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
教 育 部 長	民 法 勝 司
建 設 部 長	沖 田 浩
民 生 部 長	光 本 一 也
総 務 部 長	岩 田 秀 次

企画担当部長	宗 條 勲
教育部次長	横 山 大 治
民生部次長	時 光 良 弘
建設部次長	貞 永 治 夫
建設部技術次長	林 武 史
総務部次長	西 村 隆 雄
生涯学習課長	藤 川 千 浪

【建設部・総務部】

(2) 都市再生整備計画事業について(報告)

(3) 熊野町農業委員会について(報告)

(4) 審査請求に係る諮問について(協議)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
建 設 部 長	沖 田 浩
総 務 部 長	岩 田 秀 次
企画担当部長	宗 條 勲
建設部次長	貞 永 治 夫
建設部技術次長	林 武 史
総務部次長	西 村 隆 雄
都市整備課長	穂 坂 俊 彦
上下水道課長	寺垣内 栄 作
総務課課長補佐	福 嶋 春 樹

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 村 伸 一
--------	---------

8. 案件

【教育部】

(1) 町民会館の空調設備の改修について(報告)

【建設部・総務部】

(2) 都市再生整備計画事業について (報告)

(3) 熊野町農業委員会について (報告)

(4) 審査請求に係る諮問について (協議)

【議会】

(5) 各常任委員会の活動状況について (報告)

(6) 議会運営委員会の活動状況について (報告)

(7) 議会広報特別委員会の活動状況について (報告)

(8) その他

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

議会事務局長 (三村) 皆様、携帯電話のマナーモードの確認をいま一度お願いいたします。

それから、本日、久保隅議員はお休みという連絡が入っております。

それから、全員協議会前の時間をおかりしまして、お手元の資料の説明をさせていただきます。レジュメの下に全員協議会の招集通知、それから市町村議会議長会の研修の資料、それから議員の協議会等への委員就任状況という A 3 判の資料を準備しております。

まず、全員協議会の招集通知でございますが、5月23日に本協議会の開催通知をお届けしたところでございますが、その中で町民会館の空調設備の改修についての案件が協議案件となってございました。この工事につきましては、5月23日に入札が執行されまして落札業者が決定しておりますので、議長の許可を得て、本日は報告案件に変更させていただきます。そのため、招集通知の差しかえをお願いいたします。

それから、2点目の資料でございますが、県の町村議会議長会、自治体議会改革の到達点と今後の課題という資料についてでございます。これは議員研修の際、講師の江藤俊昭氏が研修の中で、後日、事務局を通じて配布を約束されたものでございます。十分に活用していただきたいというメッセージとともにお届けをいたします。また、研修当日、欠席をされた議員におかれましては、詳細を事務局で説明可能でございますのでおっしゃってください。

最後に3点目、議員の協議会等への委員就任状況というA3判の資料でございます。
この資料は、全員協議会や定数等特別委員会で要望された案件を4月20日の議会運営
委員会で協議された結果、本日配付することになった資料でございます。後ほど議会の
協議において。(発言する者あり)何かございますか。使用しますので、よろしく願
いいたします。

説明は以上でございます。

それでは、議長、よろしいですか。お願いいたします。

~~~~~  
議長(山吹) おはようございます。

議員の皆様方、また、執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協  
議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件3件、協議案件1件、それぞれ説明を受  
けることとし、後ほど議会からの報告案件について御協議をいただきたいと思いま  
す。皆様からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えてお  
りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたのでこれ  
を受けたいと思います。町長、よろしくお願い致します。

~~~~~  
町長(三村) 皆様、おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しいところ、本協議会に御参集いただき、まことにあり
がとうございます。本日は報告3件、協議1件について御説明させていただきます。

まず初めに、報告事項の1件目、町民会館の空調設備の改修についてでございます。
町民会館の供用開始後32年を経過し、老朽化した空調設備を改修することにつ
きまして、その工事概要を御報告させていただきます。

続いて、報告事項の2件目は、都市再生整備計画事業についてでございます。この
事業につきましてはことしで4年目を迎え、最終年度となります。本日は昨年度
実施いたしました事業の実施状況や本年度の予定などについて御報告させてい
たきます。

報告事項の3件目は、熊野町農業委員会についてでございます。法改正に伴う
新たな制度により、7月から就任いただく農業委員会農業委員を募集いたしま
したが、その応募状況について御報告させていただきます。

次に、協議事項の1件は、審査請求に係る諮問についてでございます。去る平成28年10月に、下水道使用料の賦課処分に対し行政不服審査制度に基づく審査請求が提出されました。この審査請求に対する裁決については、町議会への諮問を経て決定する必要がありますことから、この内容につきまして協議させていただきます。

以上、四つの案件につきまして、議員の皆様方から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくようお願い申し上げます。

議長（山吹） それでは早速、協議に移ります。

報告案件、町民会館の空調設備の改修について、執行部から説明を受けたいと思います。

民法教育部長。

教育部長（民法） それでは、教育委員会から、資料1、町民会館の空調設備の改修について御説明いたします。左のページをごらんください。

まず、1、目的ですが、老朽化した町民会館の講堂・集会室・ロビーに供給している空調設備の改修を行います。

2、経緯ですが、熊野町民会館は昭和60年に供用を開始し32年が経過しました。町民会館の空調設備については、ボイラーの負担を軽減させるために、平成21年度に事務室・会議室等の個室については電気方式による個別空調に改修いたしました。ボイラーの負担の大きい講堂・集会室・ロビーについては重油によるボイラー方式を使用していますが、耐用年数を超えており、劣化による性能、効率低下が予測され、近年、頻繁に故障をしています。平成25年には舞台公演時に故障をし、観客に不快を与え、復旧までに1カ月を要しました。また、メンテナンス業者の報告では、設備の各所に重油の詰まりなどが指摘され、さらに部品によっては既に製造が中止されて供給できないものもあり、修繕対応が困難なことが危惧されております。

3、工事概要ですが、重油方式、ガス方式、電気方式を総合的に比較検討いたしまして、使用頻度が少ない講堂と集会室・ロビーは分離して、次の方式に更新します。

（1）講堂はガス燃料方式に更新します。冷却塔、ポンプ類を更新し、ガス供給タンクを新設します。

(2) 集会室・ロビーは、電気方式に更新します。

(3) その他工事として、地下オイルタンク等給油設備は廃止します。

4、今回更新の空調方式の特長、選定理由ですが、特長としては、集会室・ロビー系統は電気方式であるため冷暖房切りかえが容易となります。ガスに燃料転換することで、重油だきより環境保全効果が向上し、クリーン化を図ります。

選定理由としては、講堂棟と会館棟の空調設備を分離することで運用管理が容易となり、設備費、ランニングコストを低減できます。講堂系統はガス燃料のため、デマンド電力への影響を受けません。講堂棟と会館棟が別系統設備のため、改修工事期間の調整がしやすくなります。

続きまして、右ページをお願いいたします。

5、工事費は、この工事の入札を5月23日に行いまして、1億2,697万5,600円で落札した業者と仮契約を行っております。この工事の予定価格は5,000万円を超えるため、契約には町議会の議決が必要となりますので、6月定例町議会に契約締結議案を上程させていただきます。

6、工事実施期間は、議会の議決を得た翌日から平成30年3月までを予定しています。

図面は町民会館の1階部分を添付していますが、7、工事箇所は、その図面の斜線を引いた部分となります。

8、その他として、今回の改修工事に伴い、浴室業務は別途ガスボイラー工事等が必要なこと、また利用者が少ないことなどを総合的に検討いたしまして、平成29年12月末(予定でございますが)廃止することとします。

以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

立花議員。

~~~~~

3番(立花) ちょっとお聞かせいただきたいんですが、浴室業務を廃止するというと、あれは何名ぐらいおられたら継続というか。東部も西部もあると思うんですが、ちょっとそれを教えてください。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 浴室の利用状況についての御質問でございます。このたび、実は廃止に至るまで西部健康センター、東部健康センターの浴室がございます。その浴室との利用状況等を比較をして、総合的に判断して廃止するというように決めさせていただきました。

まず、利用状況なんですが、西部のほうが、これ26年度から28年度までの3年間の利用実績でございます。西部が1日平均26人でございます。東部が27人でございます。これに対し町民会館の風呂は約3分の1の10人でございます。

それと、今度は収支の状況、経費と収入面のほうで比較をいたしております。

経費のほうは、これは風呂に係る水の代とか、電気代等については、風呂だけをちょっと出すことができませんので、それを除外した経費としまして、ろ過機とか水質の検査、それとマットのリースであるとか消耗品的なもの等々の経費が、西部が160万円、東部が150万円、これは済みません、年間、27年度の数値でございます。町民会館のほうは170万円と、大体20万から30万、町民会館の経費がかさんでおります。

これに対して収入面でございますが、収入面のほうは、これ1回入浴代として200円をいただいております。先ほど人数が非常に少ないというように御説明申し上げましたが、それがもろに収入として上がっております。西部のほうは約80万、年間27年度で。東部が90万円。町民会館はそれに比べて約50万円、60万円低い30万円でございます。

ということで、収支にいたしますと、西部がマイナス80万円、東部がマイナス60万円、これに対して町民会館のほうはマイナス140万円ということになっております。そういった状況等を勘案して、今回廃止をとすることにさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員、いいですか。

荒瀬議員。

9番（荒瀧） 十分検討されてらっしゃることと思いますので細かいことはあれなんです
が、説明する場合、これ2階の平面図も私は必要だと思います。と申しますのは、吹
き抜けでございますと。だから、そういう意味では2階の廊下もつながっておりますの
で、かなり容量が多くございます。だから、そこらも配慮しては設計をされてらっしゃ
るとは思うんですが。

昔は、音響もそうですけど、デジタル化が少なかった、なかったものですから、非常
に音響は、シンフォニーホールとか含めてね。コントロールが非常に難しかったんです
が、今はデジタル化の時代でございますので、かなり細かくコントロールできるであろ
うということがありますが、いずれにしてもキャパが大きい容量の室内は、扇風機とか、
光教坊の天井にありますよね。ああいうのでかきまぜるとかして、個人差があります、
温暖に対する。そのあたりはある程度標準化されると思うんですが、そのあたりの考
慮もされてらっしゃるかどうかがちょっとお願いいたします。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 制御でございますけれども、一応全部自動制御を今回採用して
おりますので、ただ、ロビー系統で、ホールの吹き抜け関係部分ですけれども、そこがち
よっとなかなか皆さんが快適にということになるかどうかというのはちょっと疑問であ
りますけれども、全体的には自動制御するようにしております。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 工事は来年の3月までの予定ということなんですけれども、この集会室、
あるいは講堂の利用については制限があるのでしょうか。それから、それ以外の各室に
ついては、従来どおり全部使えるのかどうかをお聞きしたい。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 先ほど御説明いたしましたガスと電気、それぞれ分けておりますの

で、工事期間を少なく、皆さんに支障のないようにということを考えておりますので、例えば秋口、空調が要らないときに結構そういうのをいたしまして、例えば年があけて成人式ですとか、そういったものには支障のないように工事をするようにはしております。そういった関係で、風呂のほうも12月までは利用できるんですけども、ボイラーがこれとかわりますので、それでもう1月からはボイラーがかわりますので、お風呂のほうも利用できないということになっております。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） じゃあ部屋のほうには大丈夫ということなんですよ、陰で工事をされるということで。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） やはり大きな行事には支障ないということで、工期の3月末までとらせていただいておりますので。

12番（山野） はい、わかりました。

議長（山吹） ほかにありませんか。

沖田議員。

5番（沖田） 済みません、講堂と集会室の年間使用日数がわかったら教えてください。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） まず集会室のほうでございますけども、集会室のほうは年間一応102日利用しまして、そのうち空調を利用したのが39日、これは28年度でございます。それから、集会室のほう、こちらのほうが利用が多くて、年間322日一応利用し

ておると。冷暖房の使用のほうも集会室の179日。

5番（沖田） それは今どちらも集会室ですか。

教育部長（民法） 済みません、最初は講堂でした。迷惑かけました。あがっております、済みません。

講堂のほうが102日で39日が冷暖房、集会室のほうが322日で179日が冷暖房を使用したということになっております。

議長（山吹） 沖田議員、いいですか。

それでは、町民会館の空調設備の改修については、6月定例会において契約締結議案が提出されますので、ただいまの報告説明を踏まえて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。入れかえを行います。

（休憩 9時46分）

（再開 9時47分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件、都市再生整備計画事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

建設部長（沖田） それでは、都市再生整備計画事業について、御説明させていただきます。資料番号2をごらんください。

まず、項目番号1の「平成28年度事業実績」でございますが、平成28年度はここに掲げております10の事業を実施いたしました。

をごらんください。くまの・みらい交流館建設事業でございますが、この事業では芝生広場への張り芝、水飲み、フェンスの工事を行い、事業費は856万4,400円、また大型遊具設置事業は、この広場に大型遊具の設置を行い、事業費は2,874万3,120円でございます。

次に、防災コミュニティセンター建設事業は、実施設計業務を行い134万8,9

20円、交流広場整備事業は交流広場と旧西公民館解体の実施設計及び旧西公民館の解体工事を行い、事業費は1,499万7,960円となっております。

西部ふれあい広場整備事業は、既存の水道施設の解体と造成工事を行い2,252万6,640円、 の町道山崎線改良事業は、拡幅改良工事を行い1,602万1,800円、 - 2団地緑地(東山)整備事業は、整備工事に709万7,760円、 - 4、 - 6街区公園整備事業は、貴船公園と東山公園の整備工事を行い274万7,520円、 - 7防主山緑地整備事業は防主山緑地の整備工事を行い、事業費は286万2,000円、 ウォーキングコース設定事業は、ウォーキングコースの標示板の設置工事を行い、事業費は76万8,960円でした。

続いて、 町道側溝整備事業(3期工事)は、3工区に分けて工事を実施し、合計で1,759万7,520円の事業費でした。

最後に、 多世代交流事業は、交流館のイベント等で84万2,349円の事業を実施しており、平成28年度合計で1億2,411万8,949円の事業を行い、このうち国費は6,590万円でした。

次に、項目番号2「平成29年度事業計画」でございますが、今年度は要望どおりの国費の交付決定がされることとなりましたことから、ここに掲げております五つの事業について実施します。

事業内容としましては、 大型遊具設置事業でございますが、今年度は昨年度完成しました大型遊具の横に東屋を建設します。工事については既に入札を終えております。

次に、 防災コミュニティセンター建設事業については建設工事を8月ごろに、交流広場整備事業については整備工事を10月ごろに発注する予定でございます。

ポケットパーク整備事業については、実施設計業務を8月ごろ、解体・整備工事を12月ごろに、 西部ふれあい広場整備事業は8月ごろに、 町道側溝整備事業は、4期工事を11月ごろに、それぞれ発注する予定です。

今年度は、合計1億700万円の事業を行い、うち国費は5,840万円の予定でございます。

次に、項目番号3「年度別事業費」ですが、表をごらんください。この表はこれまでの事業費、国費及び国費率を年度別にあらわしています。これを見ますと、平成26年度の事業費は6,127万6,889円で、うち国費が2,540万円、国費率が41.5%、平成27年度の事業費は4億4,531万1,530円で、うち国費が1億4,5

20万円、国費率が32.6%、平成28年度の事業費は1億2,411万8,949円で、うち国費が6,590万円、国費率が53.1%、平成29年度の計画事業費は先ほどの説明どおり1億700万円で、うち国費が5,840万円、国費率が54.6%で、事業期間全体の今年度末の見込み額の合計としましては、事業費が7億3,770万7,368円で、うち国費が2億9,490万円、国費率が40%となりまして、これで熊野団地地区都市再生整備計画事業は全て完了する予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

山野議員。

12番（山野） 町道の側溝の整備事業なんですけど、これ4期ということで、これで全て完了なんですか。というのと、もう一つ、その上の西部ふれあい広場整備事業なんですけれども、これ29年の8月発注予定とかとあるんですけども、広場的にはもうフラットになってきれいにできて、住民はもう使えるんじゃないかって、いつから使えるかっていうような感じがあって、トイレとか上の整備がまだなんですよとは言っているけども、その予定が、なるんだったら早くやっていただければという希望が多いんですけど、いかがでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） まず、一番目の御質問、側溝整備について、これで全て完了かということですが、住宅が張りついてある前面の側溝については、全て完了させます。若干住宅が張りついてない側溝ですね。山際とかの部分については残るんですけども、それについてはまた計画的に、少しずつですが整備を進めていこうと思っております。

それと、2番目の西部ふれあい広場の工事についてですが、山野議員さんおっしゃったように、今年度はトイレの建築、それと広場部分については遠目には整地が完了してすぐに使える状態に見えますけれども、最終的なきれいな土を入れて表面をならす工事

と、あと若干の運動器具の整備、それとフェンスについて若干低いかなというところがありますので、その改修等を行う予定でございまして、なるべく早い供用を目指していく所存でございます。

以上です。

12番(山野) 予定としては、なるべく早く。

建設部長(沖田) 今の段階ではなるべく早くということしか申し上げられませんが、トイレ等につきましては完成次第、供用したいと思っております。

以上です。

12番(山野) ありがとうございました。

議長(山吹) 荒瀧議員。

9番(荒瀧) 4年がかりでこの事業が入るんですが、最初のころ申し上げております、都市再生というのはいろいろハードが中心になっておりますけども、実は国のほうも多摩ニュータウンとかもろもろの再生は町全体で考えておりますね。都市計画も容積率もこのたび東京都なんかはマンションの容積率を上げて建てかえも促進しよう。住民のまちづくり参加も促して、都市の活性化、ソフトのほうの活性化も含めてやっていくという構想だろうと思うんです、国が。それがお金がおりてきて地方で料理するときには、ハードをつくるだけで終わってしまうと。非常に残念なところがあるというのが国の意見のともあるんですが、これは国から県が、町におりてくるもので、それぞれの感性の差もあるんだと思うんですが。

これだけの事業をする中で、私が拝見しますのに、山崎線なんかは随分緑化をされる活動をしてくださる方が何人かおられるように思うんです。入学のときにおめでとうと書かれたり、花を植えられたり。こういう活動をどんどん推進というか、支援をしていただきながら、こういう公園ができたとかのごみ掃除とか、メンテナンス、事故防止、こういう住民の動きも配慮しながら、どの程度これを進めてらっしゃるかお聞きできんかなと思うんですけど。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ソフト的な話でございますけれども、町道等に関しまして、そういったボランティア活動等につきましては、道路端の草刈りをしていただくとか、ごみ拾い等が多いわけでございますけれども、それについてはそうした刈った草、回収されたごみにつきましては、役場のほうに連絡をいただいて、回収のほうについては役場のほうでお手伝いさせていただいておるところでございますけれども。後の問題になるのが資金的なこともあろうかとは思いますが、そちらのほうはちょっとまだ手薄なところは多々あろうかと思っておりますが、そういった住民の方のボランティア精神を損なわないように側面的な支援はしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 済みません。その点も配慮いただきながら、後ほど農業委員のことも出ますけれども、熊野は農業ではなくて農なんです。小農という、自家使用の農業が中心なんです。石神地区は実は土手のほうで野菜づくりもされてらっしゃる方がおられます。こういうチャンスをつくって、健康づくりとか地域の交流とか。それは防主山であったり、公園の中のいろいろ活用の仕方もあるかと思えます。熊野の農業に合った視点でもまちおこしに使えますので、ぜひそういう住民ができるだけ関心を持っていただくように。金を持って帰ったんでつくったんでこれで終わりでえかろうがじゃなくて、やっぱりこれをどう使うかは町民の力によるんです。そこを配慮いただきながら、ぜひ完成目がけて頑張っていたきたいと。

都市計画の件を言いますと、団地は随分さびれてるという表現は申しわけないですが、これは一つの限界は容積率の問題なんです。今90兆円の不動産融資が全国的にはまわりよるんです。だから大きなビルが建ちますよ。でも、熊野というのはこれだけの人口のキャパがある中で容積率を100%上げることによって不動産の収支が合い出すんです。ということは農協のあの施設も高層化できるわけですよ。そうすることによってさまざまな事業展開がふえてくる。

だから、きちっと商業地域も指定して、今度は県営住宅もできますよね。あれからどういうふうにまちおこしをしていく、まちづくりをしていくか。こういう意味でのソフトも大事だということでございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

立花議員。

~~~~~

3番（立花） ちょっとお聞きするんです。私が知らないだけかもわかりませんが、側溝整備事業というのは具体的にどういうことをされるんか、ちょっと教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） これにつきましては、熊野団地の中にある道路側溝の工事でございます。一番いいのは全て、建設が昭和40年初頭だったということで、団地内側溝がもう劣化が激しいということがございまして行っておる工事でございます。一番いいのは、全て側溝を取り除いて新たにつくり直すということが一番いいんでございますけれども、やはり経費的なことがございまして、側溝の側壁の上半分を飛ばして、あとは定番ですが、底のコンクリートを外してのけて、そこに再構築するという工事を継続的に行っておって、これが一応計画で今年度が最終になるということでございます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 都市整備ということで一貫してやられるんだろうと思うんですが、何かね、側溝をふたをすとか、そういうもんじゃないんですよね。今あるやつを古くなったからかえるというだけのこと。熊野じゅうにいろんな側溝があると思うんですが、私、以前も質問させてもらったように、危険なようなところもあるんで、この工事とは別なんですけど、またそういうことも考えてもらえばと思って今ちょっと聞かせてもらいました。ありがとうございました。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、都市再生整備計画事業については、昨年度までに基幹的な事業であるくまの・みらい交流館や大型遊具の整備もほぼ完了し、本事業も最終年度となりました。残りの事業につきましても予定どおりの事業完了を要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、熊野町農業委員会について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

建設部長（沖田） まことに申しわけございません。説明の前に、資料番号3の数字に間違いがございましたので、申しわけないですが、訂正をお願いいたします。資料の中で丸印、募集結果詳細の項目番号3、応募地区別という表がございます。その表の右側の上から2段目、川角地区の欄でございますが、うち男がゼロが数字が上がっておりますと思います。うち男は1の間違いでございました。なお、合計欄のほうの数字には間違いはございません。大変申しわけございませんでした。

それでは、農業委員会について御説明いたします。

農業委員会の委員につきましては、昨年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、本年3月議会において「熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の議決をいただきまして、委員の定数につきましては10人とさせていただいたところでございます。また、本年2月の全員協議会におきましては、農業委員の選任方法について、事前に公募を実施し、その結果を尊重した選任同意の議案を議会で御審議いただき、同意が得られた後に町長が任命することを説明させていただいたところでございます。本日は、公募により農業委員の募集を行った結果について報告をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元を開いておられます資料番号3に沿って説明申し上げます。

まず、1、募集期間でございますが、農業委員会等に関する法律施行規則第7条第2項におきまして、「推薦の求め及び募集期間はおおむね一月としなければならない」とされておりますことから、候補者の推薦、募集の期間を28日間と定めまして、本年4月3日から5月1日までといたしました。

続いて、2、募集周知でございますが、農業委員会等に関する法律施行規則第7条第3項におきまして、募集に関し必要な事項を「遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。」とされておりますことから、町の掲示板への掲示、ホームページへの掲載等により実施いたしました。

続いて、3、募集人員につきましては、定数どおり10人として募集を行いました。

続く、募集結果詳細につきましては3点に分けて説明させていただきます。

まず初めに、1の募集方法別につきましては、個人推薦、団体等推薦、応募の3通りがございました。個人推薦が2人、団体等推薦が3人、応募が6人の合計11人で、男女の内訳といたしましては、男性9人、女性2人となっております。

2の応募者の年齢構成別につきましては、50歳代1人、60歳代4人、70歳以上6人で、平均年齢は69.9歳との結果となりました。

3の応募地区別につきましては、応募者がなかった地区もございますが、農地がある地区から幅広く応募等が得られたものと考えております。

なお、農業委員候補者として、推薦を受けた者、募集に応募した者の数が定数の10人を超えたため、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項の規定に基づきまして、熊野町農業委員会委員候補者評価委員会を設置し、同委員会に農業委員候補者の評価の意見を求めました。このたび同委員会から評価の報告がありましたので、当該評価を踏まえ、本年7月20日からの任期の熊野町農業委員会農業委員10人の任命同意議案を6月議会に上程させていただきたいと考えております。

農業委員会についての説明は、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、熊野町農業委員会については6月定例会において関係議案が提出されますので、ただいまの報告説明を踏まえて審議することとし、次の協議に移りたいと思います。

続きまして、協議案件、審査請求に係る諮問について、執行部から説明を受けたいと思います。

岩田総務部長。

総務部長（岩田） それでは、協議案件 1、審査請求に係る諮問について、御説明をさせていただきます。

資料 4 をお願いいたします。

後ほど詳細を御説明いたしますが、平成 27 年 10 月に熊野町が行いました下水道使用料の賦課処分について、平成 28 年 10 月 1 日付でその取り消しを求める審査請求がなされました。地方自治法の規定により、使用料等の徴収に関する審査請求が行われた場合、町は町議会への諮問を経てその裁決を行うこととされてございます。そのため、6 月定例会において、この審査請求に対する裁決について諮問を行う予定としております。

まず初めに、行政不服審査制度につきまして、概要を説明させていただきます。

「行政不服審査制度」は、行政処分に対し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てることができる制度で、簡易迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としております。平成 26 年に、公正性の向上、使いやすさの向上、国民救済手段の充実・拡大の観点から、法の全部改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日に施行されております。

その特徴を（1）に記載をしておりますが、改正により、審理員による審理手続及び、第三者機関への諮問手続が新たに導入されました。審理員には、処分に関与しない町職員を指名することとされており、審査請求人、処分庁の双方の主張等について、公正に審理を行います。また、審理員による審理を経て、町が審査請求に係る裁決を行う際には、裁決の公正性をより向上させるため、町議会や行政不服審査会などの第三者機関への諮問を行うこととされております。

それでは、この第三者機関について説明をさせていただきます。資料左側中ほどに破線で囲ってございますが、行政不服審査法では、審査請求に係る諮問は原則として行政不服審査会へ行うこととされております。熊野町の場合、広島県が設置した行政不服審査会へ諮問を行うこととなります。しかし、使用料や分担金など、行政処分の根拠法令に特別の定めがある場合は、その定めによる機関へ諮問を行うこととされております。今回の案件でございます下水道使用料につきましては、地方自治法に「普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分について審査請求があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。」と規定してございま

すので、町議会への諮問を行うものでございます。

続きまして、審査請求手続の流れを示しております。行政処分に対して、その取り消し等を求める審査請求が提起された場合、 から の順に手続を進めてまいります。

まず、「審査手続」ですが、審理員は、審査請求人及び行政処分を行った処分庁から、それぞれ提出された審査請求書や弁明書などによって、双方の主張等について公正に審理を行います。

続いて、 で、審理員は、その処分が適法・適正に行われたかを取りまとめ、審理員意見書として審査庁へ提出をいたします。

審理員意見書の提出を受けた審査庁は、裁決についての考え方を整理した上で、 として、第三者機関への諮問を行います。

第三者機関におきましては、審査庁の裁決案の妥当性について審議を行い、 で、諮問に対する答申を行います。

第三者機関から答申を受け、 として、審査庁は、審査請求人に対し、審査請求に対する判断として「裁決」の通知を行います。

これをもちまして、審査請求の一連の手続が終了をいたします。

続きまして、裁決の種類について御説明いたします。審査請求に対する裁決には、次の三つの種類がございます。

一つ目は「却下裁決」です。これは、審査請求が要件を満たしておらず不適法である場合になされるもので、例えば、審査請求をすることができない処分についての審査請求や、処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合などが該当をいたします。

二つ目は「棄却裁決」です。これは、審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもなく、審査請求に理由がないとされる場合になされるものでございます。

最後、三つ目は「認容裁決」です。これは、処分が違法・不当であると認められる場合になされる裁決で、処分の全部若しくは一部を取り消し、または変更を行うこととなります。

続きまして、右側のページをお願いいたします。6月定例会において諮問を行う予定の審査請求案件について御説明をさせていただきます。

本審査請求の概要でございますが、本町が行いました平成27年10月分の下水道使用料として、基本料の1,080円を賦課した行政処分について、審査請求人が処分の取り消しを求める審査請求を提起したものです。下の図に示しておりますとおり、審査

請求人は、平成27年9月2日から9月29日までの28日間、上水道及び下水道を使用いたしました。この使用について、下水道使用料の算定期間は、上水道と同じく、検針日を基準にしておりますので、町は、9月10日の検針日より前、すなわち9月2日から9月10日までの使用については9月分として、9月11日から使用を中止した9月29日までの使用については10月分として、2カ月分の下水道使用料の賦課処分を行いました。

この処分に対し、9月の一月のみの使用であるにもかかわらず、9月分、10月分として、2カ月分の下水道使用料が賦課されるのは違法であるとして、10月分の賦課処分の取り消しを求め審査請求が提起されたものでございます。

この審査請求に係る争点は、使用料の算定単位である「一月」の基準についてでございます。

まず、熊野町としましては、下水道使用料の徴収に関する事務は、「熊野町下水道使用料徴収事務委任規則」に基づいて上水道事業代表者に委任をしており、下水道使用料は、上水道の検針日から翌月の検針日までを「一月」として、水道料金と一緒に徴収してございます。ただ、熊野町公共下水道条例には、使用料は「一月ごと」に徴収すると規定がございしますが、この「一月」について、いつからいつまでを「一月」とするかという規定はなされておられません。

この審査請求について、審査請求人及び処分庁である上下水道課の主張、及びそれに対する審理員の見解を下の表にまとめております。

審査請求人は、下水道条例に「一月」の基準となる日が定められていないのであれば、民法の規定によって、暦の「月」により使用料を計算するべきであると主張をされております。また、下水道法及び下水道条例により、下水道使用料の算定期間の基準を定める権限を与られていないため、有していない権限を水道事業代表者に委任することはできないとも主張されております。

この主張に対しまして、処分庁である上下水道課は、下水道使用料の徴収は、下水道条例及び熊野町下水道使用料徴収事務委任規則に基づいて、上水道と同様の検針日より、検針日から翌月の検針日までを「一月」として使用料を徴収しており、違法性はないとしております。

また、上水道事業代表者に委任する「使用料の徴収に関する事務」には、使用料の算定の基準日や期間等といった徴収事務に付随する権限も含まれており、徴収事務の遂行

上、基準日や期間について給水条例の規定を適用することについては、上水道事業代表者である町長の裁量が認められるという主張をしております。

これら、双方の主張に対する審理員の見解は、下水道条例には、下水道使用料の算定に用いる使用水量は、水道水を使用した場合は水道水の使用水量とすることが規定されており、これにより、下水道の使用期間及び検針時期等についても水道と同一であることが推測でき、これをもって、下水道使用料の算定期間の基準が定められたものと考えらるゝとしております。

一方、水道事業代表者へ委任している徴収に関する事務には、使用料の徴収の前段階である賦課決定に係る事項である算定期間を定める権限は含まれないとし、この点、上下水道課とは見解が異なっております。

このように、審査請求人、処分庁の主張及び各関係資料について審理員が審理を行った結果、(3)にございますが、審理員意見のとおり、「本件審査請求は棄却されるべきである。なお、下水道使用料の算定期間の基準については、周知を徹底するよう意見する」との審理員意見書が提出をされたところでございます。

審理員のその理由といたしましては、下水道使用料の算定期間が水道と同様であることが下水道条例に明文化されていないことのみをもって処分庁が行った行為を、直ちに違法であるとは言えない。また、下水道法は、下水道使用料を定めるに当たって遵守すべき原則を定めており、本件処分は当該原則に違反する点はなく、処分庁は法の規定及び趣旨にのっとりた下水道条例等により下水道使用料を賦課徴収しており、違法又は不当な点があると認められないため、とされております。

最後になりますが、裁決案でございます。本件処分について、ただいま御説明いたしました審理員意見書及び各事件記録の内容等に基づき、審査庁である熊野町総務課において、審査を行いました。その結果、処分庁、審理員の主張・意見の一部に見解の異なる部分は見受けられますが、本件処分が条例及び規則に基づいて適正に行われていること、かつ法令に反する事務処理が行われてないこと等から、審査請求人の主張が認められないという点については、審査庁も同様の意見を持つものでございます。よって、本件審査請求につきましては「棄却裁決」を行いたいと考えてございます。

今後の流れでございますが、本裁決を行うに当たりましては、ただいま先ほど申し上げましたように、町議会への諮問が必要となってまいりますので、6月定例会において諮問を行い、答申をいただきました後で、審査請求人に対して裁決書を送付することと

予定しております。

なお、審査請求人がこの判決に不服がある場合には、裁判所への出訴が可能というふうになってございます。

審査請求に係る説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見がありましたらお願いたします。

大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） ちょっと2点ほど聞きたいのは、一つは審理員さんがどういう方で、何名くらいおられるのかということが1点。それからもう一つ、今回の場合は1カ月弱ぐらいの使用だったと、使用期間だったということで、ちょうどその途中で締め日が来たので2カ月にわたったということだと思うんですが、もしこれ1カ月、例えば10月の11日から28日ぐらい使った場合、要するに検針日をまたがない場合の料金と、またいだ場合の料金が何らかの理由で変わるのか、一緒なのか、同額なのか、そのところを教えてもらいたい。

~~~~~

議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~

総務部長（岩田） まず最初の審理員でございますが、この審理員については、新しい制度の中で処分に關与しない町職員を指名するということになっております。したがって、審査庁に屬する職員のうち、この審査請求に關する処分に關与しない職員をもって充てるということで、今回については上下水道課でございますので教育部長を充てております。その都度、その案件によって、はい、そうです。

それから、使用料はそちらがええか。じゃあ、建設のほうからお答えをいたします。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 使用料に關することでございます。議員さん御質問の検針日、基準日は10日でございますけれども、実際に検針する期間としては、その月の中の8日か

ら14日までを検針期間と定めております。これをもしこの8日から14日ちょっと日にちはあるんですが、これをまたいで使用された場合には二月として下水道料金は計算することとなります。カレンダーの中で一月であっても8日から14日の検針日をまたいで両側にわたって使われたときは二月分で計算しております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。ボタンを押してください。

10番（大瀬戸） 二月分になるのはわかるんですけど、要するに使ったのは1カ月弱ですから、全体の料金ね、2カ月に分けて1,000円と1,000円で、こっちは1カ月をまたがない場合は2,000円という同じ額なのか、どうなのかということです。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 失礼いたしました。水道料金につきましては、実際の水道メーターの検針した結果によって、その使用量によって料金を賦課することになります。等分かということはいたしておりません。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 大瀬戸議員御質問の、10月、例えば11日から28日まで使用したと言われる場合は、定例日8日から14日の間の検針日期間に使用を開始され、28日は定例日前で終了したということで、一応一月という使用料ということになります。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ちょっと伝わってない、簡単に言うと1カ月で済む場合と、2カ月にわたった場合は、例えば基本料金がつくじゃないですか。基本料金が2カ月分かかる

のか。かかる場合は高くなるでしょう、使用量が一緒でも。1カ月の間なら安いじゃないですか。それはどうなっているのかということです。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 失礼いたしました。大瀬戸議員さんおっしゃるとおり、もし基本料  
金で済む使用量であれば基本料金が二月分、実際には1,080円ですけれども、2,1  
60円かかるということになります。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ということは、1カ月使ったけど2カ月分払わなければならないと  
いうことになるということですよ。これはやっぱりある意味審査請求人の言い分もわ  
かると思うんですよ。1カ月しか使ってないのに検針日のために2カ月分とられる、徴  
収されるということになればね。ですから、今回は今までの取り決めで、こういう取り  
決めですからルール上問題ないという結果になるのかもしれませんが、そもそもおか  
しい話だと思うんですよ。だから、これは十分それ検討しないと問題になると思いま  
すよ。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） まず条例の規定がちょっと違いまして、水道料の場合も下水道の場  
合も、その水量に応じて幾ら幾らというふうに決めてあります。まず一つです。水道の  
場合は、検針日が必ず必要となりますので、検針日を定めてその検針日までの間を一月  
間とするという規定がございますので、それは請求人の方も納得されてるんです。水道  
の規定にちゃんと書いてあるんです、月の途中から入った場合はこうしますよというの  
が書いてあって、検針日をまたいだ場合はこうなるというのが規定にちゃんと書いてある。  
上水道給水条例と規則にはそういうふうに書いてあるので、その点は納得をなされてる  
んです。ただ、下水道条例のほうに、水道に委任をしておることはありますが、その月  
の途中の考え方が下水道条例にない。ということは、下水道条例に関しては2カ月分

取るのはおかしいんじゃないかというのが下水道、今回の審査請求人の主張なんです。ですから、1,080円、これは下水道使用料でありまして、水道料の返還は求めておられません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） 要領はわかりました。本人が、最初の話で覚悟して2カ月またぐ場合はしょうがないと思ったけれど、下水には表記されてないので、下水は合点いかないという意見なんですね。それはわかりました。

これは、でもずっと何年も使っていく場合にはほとんど問題ない話ですけど、こういう1カ月以内使う場合というのも何回か例はあると思うんですけど、この辺はやっぱりどうなんでしょうか。やっぱりそういったものを表記すればいいということよりも、そもそも一月分料金が2カ月にわたって倍徴収するという、システムそのものもちょっと問題ありやせんかと思うんですけどね。どうなんでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 実は難しい問題が一つありまして、今回の場合はほとんど使用量が少なかったということなんですね。大体1カ月の平均使用量が大体20トンぐらい。それに伴って水道代金とか下水道代金が徴収されます。実は10トン、10トンで計算をすると、単価はどちらが割安かという、10トン、10トンのほうが安いんですね、20トンで1カ月分計算するよりは。やっぱり累進になってますので、多く使われる方の場合のほうが料金は高くなると。だから、例えば1カ月間という計算の中で10トン、10トンの場合は2カ月にしたほうが有利になる。

たまたま今回は使用水量が少ないということに伴ってその料が発生しとるということなんで、そのことを言われるんだろうと思いますけど、多い方だったら40トンぐらい使われる方がいらっしゃいます。その場合ははるかにそちらのほうが高くなってしまおうと。だから、これを一律的に同じ形ではちょっと解釈できないと。

なら、基本料金のちょうどどこまでだったら安い分でそっちのほうがええじゃない

かとか、この場合だったらこうじゃないかとかいう形になりますんで、通常的に考えていきますとやはり中で検針日があるときにはそれを一つの期限を持つというのはどうしてもやむを得ないことだろうということがありまして、そういう形になっているという形で、今回のこともそういう形の中で裁決になったんだろうと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 余り突っ込まないようにしますけども、たくさん使用するとか使用しないとということよりも、1カ月間使ったのが2カ月分取られるということ自体が、理にかなってないような気がするんです。その辺をどうにかならんものかなというような気がしています。だから、今どうこうせいということじゃありませんが、何でもこの水道料金に限らず、要するに何というんかな、利用したのに対して利用した額を払うという当たり前の話というのがあってええんじゃないかなという気がしてます。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 細かい議論になって。大瀬戸議員の言い分もわかる面があるんですが、現制度においては、これは根負けしても何回も相談を重ねた結果こういう結論に達しております。大瀬戸議員の指摘につきましては、もう一度将来的に条例、規則、きちんと整理する方向でやっていくということでこの場は御理解いただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 将来的に、そりゃこの人からすりゃえらい不満足になりますので、直すんなら今直してあげりゃええんじゃないですか、それは。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） それは法律的には遡及することになるんで、法律とか条例、規則、現時点で行使されとるものを適用します。それをさかのぼって適用することは、これは法体系の混乱ですから、そういうことは許されません。ただ、向こう側もある程度満足しとるんですが、下水道についてそういう発言をされとるんで、これは我々も譲れないんで、遡及の考え方は、それはとれません、はっきり申し上げて。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 細かいことなんですが、これは大きな問題になると思うんですよ。議会もばかじゃなと言われちゃいけませんわね、これ、そのままやったら。だから、やっぱりフェアな考え方で、例えば供託をしとくとか、私どもの審議をして条例改正を、制度をつくるまでは。明らかに明文化してないということが瑕疵があるんであれば、もう認めるべきだと私はと思いますがね。

議長（山吹） 荒瀧議員、執行部のほうからそれを諮問で議会のほうに諮問したいと言われるんで、議会で協議をしたいと思います。所管事務としてから産業建設委員会のほうで協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

立花議員。

3番（立花） ちょっと聞かせてもらいたいんですがね、基本料金というのはどういうように発生するんかよくわかりませんが、水量の問題で、例えば9月の14日ぐらいまでに使用が終わって、検針日が15日にして1日ぐらいの間に5リッターとか10リッターとか使っても基本料金は要るといことなんですね。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 規定どおりでぴっちりやれば、8日から14日までが検針日なので、そこで区切って、超えた15日に使った分については一月と見て徴収をいたします。実際にはちょっといろいろありますけれども、規定でいけばそうなります。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 水量は関係ないということですね。使用水量は。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 下水道料金につきましては、基本料金が10トンまでが基本料金1,080円ということになっておりますので、10トンを超えた分についてはその水量によって料金が変わってくるという形になります。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 今の10トンというのが、1日ほどで10トンも使わずに例えば20リッターとか、そういう場合にはどうなるんですかというのをちょっと聞かせてもらいたい。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 10リッター、20リッターでも10トン以下なんで基本料金での徴収ということになります。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

片川議員。

6番（片川） ちょっとひっかかるのが、町民から声が上がりやあせんかなと思うようなところが、審理員ですよ。この審理員。前文において立派な文章を書いているんですね。簡易迅速かつ公正な手続において。これを見たときに、6月議会においてこれの話

が出たときにですよ、町民が聞いたらこの審理員。私この資料をもらって、審理員、第三者の方とかおられるのかなという感覚できょう来たんです。これ町職員。へそを曲げて捉える人が聞いたら、なれ合いかと。この訴えとられる方の意にそぐわない内容であったときには、ああやっぱりのうとこうなる町民の心理だろうと思うんですね。この審理員というのをもうちいと考えていただいたらいいんじゃないかなというところであり、人選についてですね。

内容に関しては、私は今随分理解しましたけど、この審理員が町職員というのはいかなもんかなというところをちょっと感じております。それは恐らく町民からも声が出てくると思います。

~~~~~  
議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~  
総務部長（岩田） 御承知のように、今までの旧の行政不服審査法は処分をした上下水道課に異議申し立てなり審査請求をしようとしたんです。これ同じ結果が出るのはもうわかったことでございます。問題点であったから、改正によって役場の中でもそういったものに属さない人を中立な審理員として指名しなさいというふうになったのがこの行政不服審査法の改正でございます。

それから、町の職員の中からということでございますので、これはあくまでも内部の規定でございますが、決裁ラインに属さない部長職を充てたいということを考えておりまして、今回は教育部を充てたということでございます。

それから、迅速でなかった、時間がということがあったと思いますが、これは今後資料、議案のときにはお出しするんですが、審査請求があった後は、処分庁、上下水道課が意見、相手は反論書、こっちは弁明書いういろんなやりとりがありまして、期間はある程度必要だということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） いやいや、おっしゃる意味はようようわかるんですよ。わかるんですが、町民感情として、この審理員が町職員であるよといったときの印象ですよ。印象の問題

です。内容は恐らく誰がやられてもこれを見る限りじゃ変わらんとします。町サイドで円滑に行政を遂行してもらうために、こういったところはちょっと町民に寄り添ったような形のやり方があるんじゃないかなという意見です。そういうことは恐らく町民から出てくるんじゃないかなと。一生懸命やっておられる中で、くだらん非難を受ける必要ないよと、その辺をちょっと考えてみるのも一つの手じゃないかなというところですよ。終わります。

議長（山吹） ほかにありませんか。

尺田議員。

1番（尺田） 早目に終わらせますんで、ごめんなさい。

今回のことは下水道条例に明記されてなかったことが今回のようなことになると思うんですが、明記されていない場合については、ここに請求人が言ってるように、民法第143条第1項の規定に準じるべきではないかと思うんですが、ここで違法であるとは言えないというふうにここを言い切っておりますが、その根拠はどういったところであるのか、お願いします。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） まず、条例とか、また一般法である民法のどちらが優先度が高いかという司法のものは、最終的には司法判断になるんだろうと思います。我々はやはり下水道法とそれにのっとった条例がまず整合がとれてるかどうかということと、法令が要請しているものが条例にちゃんと書いてあるかということは重要であると。それに基づいて事務をしているということでございます、下水道法に関して。

それで、今回この中にもあるんですが、下水道法で定めることと、条例で定めることとされているのは、徴収は条例が定めないと徴収をすることはできないよということと、下水道使用料の算出に当たっては、こういうものの原則にのっとりやりなさいというのが書いてあります。これは例えば差別的な扱いをしないこととか、定額で定まった額でちゃんとやりなさいよとか、それとか使用の水量に応じて妥当な数字を出しなさいよと、こういうことが書いてありまして、それ以外に何をしなさいというような明文がな

いということでございます。相手様は、なければ書いてないからというふうにおっしゃってるんですが、そこは司法の判断に任せるとしても、行政のほうとしては、それは町長が別に定めることで足りてるんじゃないかという判断をしているということでございます。

~~~~~

議長（山吹） いいですか。

それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思います。ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、諮問に向けて整理していただくことも要望し、また6月定例会において諮問が行われますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきたいと思います。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。再開は11時とします。こちらの時計でやります。

（休憩 10時48分）

（再開 11時00分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより後は議会の協議事項に移りたいと思います。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から報告を受けたいと思います。

時光総務厚生委員長。

~~~~~

7番（時光） 総務厚生委員会としましては、5月22日に1回目の委員会を開きました。議題としては、平成28年度の主要事業の実績状況と、29年度の主要事業の概要及び課題等についてということで、総務部及び民生部より説明を受けまして質疑応答を行いました。何せ範囲が広いものですから、説明と質問だけでその日は、この22日は終わりました。予定としては、この6月の会期中に重点調査項目ということを決定して、年間の活動計画をつくろうということで終わっております。

以上です。

議長（山吹） 次に、片川文教委員長、お願いします。

6番（片川） 文教委員会といたしましては、活動報告ということでございますので、委員会室においての委員会ではございませんが、5月25日全員参加のもと、意見交換会をさせていただきました。内容といたしましては、現在の熊野町教育行政のあり方と教育委員会のあり方、それから将来に向けての地方教育行政のあり方、そしてまた今年度の視察先への検討。今後の予定といたしましては、毎年、教育委員会より事業報告と事業計画が6月に入って上がってくるんじゃないかということでございますので、教育委員会と調整をした上で委員会室において開きたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） 次に、民法産業建設委員長、お願いします。

8番（民法） おはようございます。

産業委員会ではまだ開催しておりません。6月の会期中に第1回目の委員会を開こうとしております。

以上でございます。

議長（山吹） 各常任委員長からの報告が終わりました。この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について、議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

沖田議会運営委員長、お願いします。

5番（沖田） 4月20日に議会運営委員会を開催いたしました。内容といたしまして

は、臨時議会の常任委員、議会運営委員の選任について、広報特別委員の設置選任について、次回の議会運営委員会を6月8日とすることといたしました。また、本日、全員協議会を開催をしておりますが、その他として、議員の、前回、全員協議会で出てたと思うんですけども、各審議委員に議員がどのように就任しているかということについてなんですが、議員の協議会等への委員就任状況についてはきょう資料を配付して、また各協議会等の協議内容等については、委員就任議員が全員協議会に、これは議会案件のない議会の全員協議会で簡単な内容報告を行うことと決定いたしました。

以上です。

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。

立花議員。

3番（立花） ちょっと今各協議会の委員の就任状況ということでいろいろ審議会に入っている人の、今度簡単に説明というか、紹介する言われたんですが、これは私はどのように説明していいんか、物すごい資料があるんですが、どんなか思うて。資料を配付せんにやわからんじゃろう思うんで、ちょっとそこら辺のことをちょっと教えてください。

議長（山吹） その辺は、簡単に説明をしていかんと、報告だけで時間をとりますので、もっと深く内容についてお聞きしたいということがありましたら、その就任しております委員さんに改めて聞いていただくようにしたらと思います。

立花議員。

3番（立花） 最低限何と何とかいうのはありますか。

議長（山吹） 後からちょっとその説明については後々、表をお配りしてあると思うんで、そこで協議したいと。

3番（立花） 後でやるということ。はい、はい。

議長（山吹） それでは、議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の

報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本議会広報特別委員長、お願いします。

~~~~~

4番（諏訪本） まだ議会広報の特別委員会としては会を開催しておりませんが、打ち合わせ等は行っております。6月5日の9時半から第1回の委員会を開いて、今後のことを、今度の6月の定例会の議会だよりに向けて、編集についてみんなで協議してまいりたいというように思っております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いて、その他ですが、議員の協議会等への委員就任状況について、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

4月17日の第6回熊野町議会議員定数等調査検討特別委員会において、議員がどのような審議会、協議会等の委員に就任し、どのような協議が行われているのか、就任議員から全員協議会で報告してはどうかという意見がありました。これについては、先ほど議会運営委員長から報告がありましたように、4月20日に開催した議会運営委員会で審査し、結果の報告がありました。報告内容は各協議会等の協議内容等については、委員就任議員が議会案件のない議会全員協議会で簡単な内容を報告を行うというものです。

なお、現在の議員の協議会等への委員就任状況はお手元に配付した表のとおりでございます。この報告を受けた今後、各協議会等の協議内容等の報告については、このように取り扱いと考えております。皆さん、御異議があればお願いいたします。

ちょっと表を見ていただきたいと思います。これでいいですかね。

~~~~~

14番（中原） 見りゃわかるからいいです。

議長（山吹） このように取り扱いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、議会運営委員会から報告をいただいた内容のとおり、議会案件のない議会全員協議会において、委員就任議員が簡単に各協議会等の協議内容等を報告することとさせていただきます。

その他、何かありますか。

沖田議員。

5番（沖田） 済みません。今、配っていただいた協議会等への委員就任状況表なんですけれども、これは委員会改選があったので変わる可能性があると考えてよろしいですかね。

議長（山吹） そうですね、はい。

議長（山吹） ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ちょっと報告なんですけど、先日、ジャイアン、何と言ったっけな、全国市町村研修センター、そういうようなところへ竹爪議員と私、2人で行ってまいりました。内容は財政一般のことで、決算カードの見方とかいうことでしたんで、今度資料をたくさんもらいましたので、整理して図書館に置いときますから、興味のある方は見てください。大変頭がすっきりします。よろしく願いいたします。

議長（山吹） ありがとうございます。

民法議員。

8番（民法） この協議会、ダブっとるのが何か所かありますが、これは一人一人言わんでも代表が説明いうか、報告したらいいんですか。何人もダブったところがあるじゃないですか、3人とか。

~~~~~

議長（山吹） それは内容をまとめて、その3者で協議して、代表で言ってください。
一人一人で同じことを、3人も4人も一緒なんで。
ないですか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

（閉会 11時11分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長